

三重県がん検診精密検査医療機関登録制度における手続きについて

■新規登録の申請について

- 1 名簿への登録を希望するがん種の「がん検診精密検査医療機関登録申請書」（様式第1～5号）を、県ホームページよりダウンロードしてください。
- 2 記入例を参考に、様式の必要事項を記入してください。
- 3 様式を三重県医療保健部医療政策課（以下、「県」という。）に提出してください。

<申請の際の留意点>

- ※ 申請書に記載する「医療機関名」には、正式名称をご記入ください。
- ※ 申請書に記載する「代表者名」には、当該医療機関の開設者（法人の場合は法人名及び理事長名）をご記入ください。
- ※ 提出は郵送またはメールにて、末尾記載の宛先に提出してください。

<登録指定の流れについて>

- ※ 県は、提出された書類をもとに、「三重県がん検診精度管理検討委員会」（年3回程度開催）で協議の上、名簿への登録の可否について決定します。そのため、登録決定までお時間をいただくことがあります。
- ※ 県は、登録を決定したとき、申請のあった医療機関に対して登録指定書を発行するとともに、登録名簿をホームページで公表します。なお、登録を認めないときは、その旨を通知します。

■変更届について

以下に掲げる事案が発生した場合には、「がん検診精密検査医療機関登録事項変更届」（様式第7号）により、県に提出してください。

<変更届を提出する必要がある場合>

- (1) 医療機関の名称変更があった場合
- (2) 医療機関の所在地変更があった場合（住所表示の変更等）
- (3) 開設主体に変更はなく、氏名、名称に変更があった場合
 - ① 婚姻、養子縁組による開設者氏名の変更
 - ② 法人名称の単なる変更
- (4) 開設者の住所に変更があった場合

なお、以下に掲げる事例のような、開設主体が変更となり医療機関の廃止・新設が必要となる場合は、変更届ではなく、一度辞退した後、改めて新規登録申請を行ってください。

< 辞退後、改めて新規登録申請をする必要がある場合 >

- (1) 開設者が個人から法人、または法人から個人に変更した場合
- (2) 開設者が個人であり、親族への承継または第三者への譲渡により、開設者が変更となる場合
- (3) 開設者が法人であり、施設の第三者への譲渡により、開設者が変更となる場合
- (4) 開設者が法人であり、吸収合併された、あるいは新設合併により、開設者である法人が変更となる場合

■ 辞退届について

上記以外にも、登録基準を満たさなくなったことなどにより、登録の辞退を希望する医療機関は、「がん検診精密検査医療機関登録辞退届」(様式第8号)を県に提出してください。

■ 登録更新について

登録医療機関名簿は、3年に1度一括更新します。更新に係る手続きは、登録申請に準ずるものですが、具体的な手順については、更新のタイミングで、県から案内します。更新を希望する医療機関は、県からの案内に沿って更新手続きをしてください。

○各種書類の提出先

< 郵送の場合 > 〒514-8570 津市広明町1-3 三重県医療保健部医療政策課

< メールの場合 > iryos@pref.mie.lg.jp

○手続きに関する問い合わせ先

三重県医療保健部医療政策課

TEL : 059-224-3374 E-mail : iryos@pref.mie.lg.jp